

一般質問通告書

下記の件について、質問いたしたく通告いたします。

令和8年2月16日

多摩市議会議員 中島 律子

多摩市議会議長 三階 道雄 殿

質問項目

- 1 不登校児童生徒の口腔保健支援について
- 2 障がいがあっても生まれ育った多摩市で暮らし続けるために
- 3 東京都ベビーシッター利用支援事業の導入について

答弁者

市長・教育長等

受付	令和8年2月16日	No. 1
	午前11時18分	

1 不登校児童生徒の口腔保健支援について

今まで不登校に関する質問を何度か重ねてまいりましたが、今回は不登校やひきこもりの状態にある児童生徒の口腔保健支援について質問していきたいと思えます。

近年不登校児童生徒の増加が社会的課題となる中で、学習機会の保障だけでなく、健康面とりわけ歯の健康について見過ごされがちであると感じています。

不登校状態が長期化する児童生徒の中には学校歯科健診を受けられず、また外出や通院に強い不安を抱えることから、歯科受診そのものが途絶えてしまうケースも少なくありません。その結果、虫歯や歯周疾患が重症化し、将来的な健康にまで影響を及ぼす可能性があります。

不登校児童生徒の未受診を「自己責任」とせず、行政がいかにか手をさしのべるか。歯の健康は全身の健康、そして心の健康と表裏一体です。外出できない子どもたちのための「歯」と「笑顔」を守るためにさらに具体的な一歩をふみだすべきではないかという思いから以下質問いたします。

- (1) 不登校によって学校での健康診断を受けられなかった児童生徒に対してどのように受診機会を確保するかという問題に関して、2024年9月に上杉議員が質問されており、その際教育委員会からは欠席をした場合学校医に直接事前連絡をした上で学校から配布される「欠席者健康診断のお知らせ」を持参すれば全ての児童生徒が健康診断を受診できるという答弁がありました。不登校の児童生徒に限らず当日欠席をしたお子さんについても同様の対応となっており、その際の費用について無料であることは確認できました。また、基本的に在籍校以外の学校医であっても、市内の学校医であれば学校支援課に相談いただければ無料対応となるよう調整していると答弁がありましたが、その後の調整結果についてお伺いします。
- (2) 多摩市において、不登校児童生徒の学校歯科健診受診状況や学校歯科健診を受けられていない児童生徒の実態についてどのように把握しているかお伺いいたします。
- (3) 多摩市では令和7年4月に「多摩市みんなの笑顔が広がる歯と口の健康を推進する条例」が施行されました。子どもから高齢者まで、障がいのある人もない人も、全ての市民を対象に、家庭だけでなく学校・職場・地域において集団で取り組むことや、かかりつけ医を持って定期的に専門的なケアを受けることが大切であると示されています。歯科施策は8020運動など高齢者向けが注目されがちですが、若年層の歯の損失も一生の健康に影響します。将来の医療費増大を防ぐ観点からも、不登校やひきこもり児童生徒への歯科保健指導にも力を入れて

いくことが必要と考えます。そこで提案したいのが歯科訪問診療の周知です。訪問診療は自宅など安心できる環境で歯科医療につなげる有効な手段の1つですが、訪問診療は単なる治療にとどまらず、外部の専門職と関わる第一歩となったり、将来的な通院や社会参加のステップとなる可能性もあります。一方で訪問歯科診療は対応できる治療内容に限界があること、医療保険適用の要件が分かりにくいこと、また小児や発達特性に対応できる訪問歯科医療機関が地域によって不足しているといった課題も指摘されています。通院が困難な不登校児童生徒に対する歯科訪問診療について本市としてどのような認識を持ち、現在どのような支援や連携を行っているのかをお聞かせ下さい。

- (4) 今後不登校児童生徒への支援策の1つとして歯科訪問診療を社会復帰や通院への入り口として位置づけ、教育委員会と健康福祉部が連携した取り組みを進め保護者や児童生徒へ周知する考えはあるか、市の見解をお伺いします。

2 障がいがあっても生まれ育った多摩市で暮らし続けるために

障がいの有無に関わらず、誰もが生まれ育った地域で、自分らしく暮らし続けることは、障害者権利条約や地域共生社会の理念に照らしても極めて重要な視点であると考えます。

しかしながら現実には「親元を離れて暮らしたいが住む場所が見つからない」「歳をとって自宅で障害のある子供の世話をするのが辛くなってきた」「この子は自分が亡くなった後どうになってしまうのかと不安を抱えている」こうした声が私のもとにもたくさん届いています。そこで市民の皆様からの声を代表し、住まい・支援・地域のつながりの3点から質問いたします。

- (1) まずは住まいについてです。障がいのある方が地域で暮らすためにはグループホームなどの住まいが欠かせません。しかし多摩市では自宅で80代の親が50代の障がいのある子を介護していたり、親なき後や高齢の親が病気になった際に慌てて入所先を探している現状だと伺っています。昨年は、強度行動障害のある方の入所先がなかなか見つからず、住み慣れた地域を離れなければならない状況について質問させていただきましたが、強度行動障害のある方だけでなく、障がいを抱える子を育てている多くの多摩市民の皆様が将来に不安を抱えながら生活しています。改めて市の今後のお考えについて伺いたいと思います。

- ① 阿部市長が市長に就任されてからの16年間において、障がいのある人が地域で暮らし続けるためにどのようなお考えをもって取り組みを進めてきたのか伺います。

② 多摩市において障がいのあるかたが地域で暮らす上での住まいに関するニーズ、特にグループホームの待機状況や将来的な需要についてどのように把握しているかお伺いします。

③ 事業者がグループホームを開設したいと思っても、土地や建物の確保、初期費用や運営面の負担、人材不足といった課題が指摘されています。これらの課題に対し、多摩市として事業者支援・空き家や公有地の活用、国や都道府県制度の積極的活用などを通じてグループホーム整備を促進していく考えはあるのか、また開設支援や地域理解のための取組みを強化するお考えはあるかお伺いします。

(2) 次に支援体制について伺います。障がいのある方が地域で暮らし続けるためにはヘルパーや相談支援が欠かせません。しかし、支援員不足や夜間・緊急時の支援が足りないという声が聞こえてきます。親が高齢になり、介護ができなくなった時、「この子は1人で大丈夫なのか」という不安はとても大きいものです。

① 多摩市における訪問系サービスや相談支援の人材確保の現状と課題について伺います。

② 夜間や緊急時も含めて、安心して暮らせる支援体制をどのように整えていくのか市の考えを伺います。

(3) 最後に地域のつながりについてです。住まいと支援だけでなく、地域とのつながりも非常に大切です。障がいがあることで孤立してしまうと本人も家族も苦しくなります。学校・地域包括支援センター・自治会・ボランティア・民生委員など、地域全体で見守る仕組みが必要だと考えます。

① 障がいのある方が地域で孤立しないために、市はどのような地域づくりを進めていますか。

② 共生社会の実現に向け、市民の皆さんへの啓発や理解促進をどのように進めていくのか見解を伺います。

3 東京都ベビーシッター利用支援事業の導入について

子育て中の保護者、特に母親は、毎日が「24時間の仕事」です。子どもが熱を出しても、仕事が休めない日があります。自分が体調を崩しても、子どもの世話は待ってくれません。「少しでもいいから休みたい」「誰かに頼りたい」そう思っても頼れる人がいない家族が増えています。

東京都では、こうした家庭を支えるために「ベビーシッター利用支援事業」を実施し、自治体が導入すれば利用料の補助が受けられる仕組みがあります。

しかし多摩市ではまだ導入されておらず、子育て家庭はこの支援を受けることができていません。そこで以下質問いたします。

- (1) 現代の育児環境は、核家族化により親族の手助けが得にくく、共働き世帯の増加や働き方の多様化によって、従来の施設型保育だけではカバーしきれない「支援の隙間」へのニーズが拡大しています。特に朝・夜間・土日祝日などの急な残業や、保護者の体調不良、病児対応、さらには育児不安の解消を目的としたリフレッシュ利用など、自宅で一对一の保育を行うベビーシッターはこのような隙間を埋め、現代の「孤育て」を助け、子供の健やかな成長と保護者の生活を支えるために重要な役割を果たしてくれています。このような個別訪問型のベビーシッターが果たす役割を市はどのように評価していますか。また本市におけるベビーシッターの必要性の認識と、ベビーシッターに対する潜在的なニーズをどのように把握しているかお聞きします。
- (2) 東京都が実施する「ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）」は日常生活上の突発的な事情等により一時的に保育が必要となった保護者がベビーシッターを利用する場合の利用料について、その費用の一部を補助することで保護者の多様なニーズに応えるとともに、ベビーシッターを安心して利用できる環境を整備するためのものです。本事業は東京都が費用の大部分を補助する仕組みであるため既に導入されている自治体も多いのですが、多摩市は未導入であるためにベビーシッターを利用する市民の方からは「全額自己負担になるのは辛い、なぜ多摩市は導入していないのか」という不公平感を訴える声や、「費用面がハードルとなり利用したくてもできない」といった声が届いています。虐待防止や産後うつ対策の観点からもベビーシッターの役割は大きいと思います。多摩市の子育て支援は充実してきていると思いますが、さらに支援の選択肢を増やすことを検討していただき、本事業を導入すべきと考えますが市の見解を伺います。

資料要求欄（資料要求がある場合は、以下に記入してください。）

- ① 障害者手帳所持者の数（障がい別、年齢別）

一般質問通告書

下記の件について、質問いたしたく通告いたします。

令和8年2月16日

多摩市議会議員 岩崎 みなこ

多摩市議会議長 三階 道雄 殿

質問項目

- 1 市長施政方針について

答弁者

市長・教育長等

受付	令和8年2月16日	No. 3
	午前6時31分	

1. 市長施政方針について

2026年第一回多摩市議会に出されました本施政方針について、質問させていただきます。実際は、本施政方針は、4月に市長選がありますので、新市長により、変更される可能性もありますが、これまでの4期、16年間に及ぶ阿部市長在任期間を踏まえたものと思われまます。同時に、本施政方針に記載がない事柄についても、市として、重要と思われる視点について言及し、質問させていただきます。

(1) 選挙について

- ① 今回、高市首相は通常国会の議論をせず、初日の1/23に冒頭解散、1/27告示、2/8投開票という短期決戦の日程で、なんら判断基準も示さない中、自分が内閣総理大臣に値するかを国民に問うとして、日本中が極寒の中、選挙戦を強行したことを思うと、この異常さは、権力の行使として、恐怖でしかありません。果たして、日本は、今、本当に平和なのか、これからも平和憲法が維持されるのか、彼女が誰の方向を向いて政治をしようとしているのかを思うと、私は、いたたまれない気持ちになります。市長のお考えを伺います。
- ② 受験生の若者から高齢者に至る全ての有権者に与えられたはずの参政権ですが、このような状況における今回の選挙の環境整備について基礎自治体の首長としてのご見解をお聞きします。
- ③ 実際、入場券が各家庭に届けられたのは、投票日の数日前だったという市民の方もおられたと思いますが、郵便投票の影響がなかったのか、お聞きします。
- ④ 今回の選挙期間の天候や気候を考えれば、これまで、何度も質疑していますが、現状の要介護4以下の方に、郵便投票が認められてないことが、どれだけ、実態にそぐわないかを市長は実感したと思うのですが、ご見解と共に、早急に国に要望をするべきと思いますがご認識をお聞きします。

- ⑤ 4月には本市は、市長選、市議補欠選挙もあります。新しく有権者になれる方もおられるでしょう。AI や SNS などからくる情報などを、どのように受け止め判断材料にすべきが、有権者になる前からの、メディアリテラシー教育や主権者教育は一層重要となると感じます。お考えをお聞きます。

(2) 人権に配慮した市内の表示について

市内の多くの場所において、市は公共の場所を大切にすることと同時にお互いが尊重し合える使用の促進のため、貼り物などで啓発していると思います。

近年、法や条例が整備され、人権意識の高まる中、言葉の見直し点検も必要なのではないかと思えます。

例えば、市内の公園などにある「ちかん注意」のような看板ですが、今は、痴漢行為は法律で犯罪とされています。そのため、駅構内などでは「痴漢は犯罪です。」と明確な加害側へのメッセージになっています。このように、市としても見直す必要を感じます。ご認識をお聞きます。

(3) 第9期多摩市自治推進委員会 中間答申について

- ① 「多活動マッチング型プラットフォーム」と「協議会型プラットフォーム」とはどのようなものか、具体的にお伺いします。又、これが、213回通常国会に提出された改正自治法における、公共私連携(指定地域共同活動団体制度)と関係があることはホームページの中間答申からもわかるのですが、市長は、どのような意図で諮問したのでしょうか？
- ② 2024年9月の一般質問において、市長は、この制度を活用していく場合には、条例の整備が必要でありパブコメなどの市民参画を得た上で議会に提案すると答弁しています。その時、進めるかどうかは決まっていなかったと答弁であったと思いますが、積極的に進めるおつもりなのでしょうか？
- ③ 多摩市には自治基本条例があり、市民主体のまちづくりについて記載されています。この自治法改正による、指定地域共

同活動団体制度については、市として採用するかどうかも含め、様々な視点から慎重であるべきと思うが、付帯決議にあるように、指定の有無に関係なく対等に支援するお考えなのか伺います。

(4) 子どもの権利の視点における通学の保障について

- ① 施政方針では通学区域外から特別支援学級に通う児童を移動支援事業の対象に追加すると記載しています。児童としていますが、中学生についてはどのように整理しているのか伺います。
- ② 保護者の費用負担がなく、通学の際の行き帰りに付き添いが付くことは、評価します。しかし、本来、全ての市内の子どもたちが、地域の学校に、地域子どもたちと共に、通い、遊び、学び、育つ、子どもの権利が保障されるべきであることについて、ご見解を伺います。その、手法として、同時に先生の負担軽減のため、近年、注目されています、専門性のある学校作業療法士の導入は欠かせないと考えます。併せて、お聞きします。

(5) 環境の拠点であるグリーンライブセンター2年目について

- ① 中央公園の西側に中央図書館が設置され、東側に温室のあるグリーンライブセンターが改修されオープンし1年が経ちました。市民からは、どのような声が届いているのでしょうか。図書館に比べて、利用者や周知度が限定的ではないかと危惧します。市民の暮らしが厳しい中であっても、環境の拠点であるなら、一定の財源をかけ維持しても市民の理解が得られるのだと思います。認識をお聞きします。
- ② 環境は幅広いですが、環境の拠点となったのであれば、子どもたち含め学校の先生方や一般の市民の方の疑問や問い合わせがグリーンライブセンターに届いていることが重要と考えます。昨今の、暑さや、熊対策なども含め、身近な環境のセンターはグリーンライブセンターであるとの認知度についてご認識を伺います。

- (6) 今回の施政方針は、女性支援についての記載が無かったのですが、これだけの物価高騰の中、支援の薄い、シングルの方たちが声を上げられていない可能性があります。ご見解をお聞きします。

一般質問通告書

下記の件について、質問いたしたく通告いたします。

令和8年2月16日

多摩市議会議員 しらた 満

多摩市議会議長 三階 道雄 殿

質問項目

- 1 物価高騰対策における支援の公平性と給付付き税額控除の導入について
- 2 多摩市における子育て世代の支援について

答弁者

市長・教育長等

受付	令和8年 2月16日	No.4
	午前11時31分	

項目別質問内容

<p>1 物価高騰対策における支援の公平性と給付付き税額控除の導入について</p>
<p>物価高騰は全市民の生活を等しく圧迫しており、行政の支援は全ての市民に公平に届くべきです。しかし現実には、所得制限や世帯属性により、直接・間接を問わず受ける恩恵に極めて大きな格差が生じています。事実上、支援の実感がない方もいるのではないのでしょうか。行政が既存の枠組みの整合性を優先するあまり、市民の切実な声が「制度の漏れ」として見過ごされているように思われます。多摩市全職員の知恵をいかに市民一人ひとりの実感に即した公平性に繋げていくのか、以下、質問いたします。</p>
<p>(1) 地方創生臨時交付金の配分実績と「支援が届きにくい層」の特定について</p>
<p>①過去3年、市が裁量を持って活用できた「地方創生臨時交付金」等の総額に対し、特定の属性（非課税・子育て世帯等）に限定されない「全市民を対象とした支援」に投じられた予算の割合を伺います。</p>
<p>②直接的給付も、施設利用等を通じた間接的支援も受けていない「層（主に中間所得層や単身世帯）」の規模を市はどのように数値化し、その生活実態を分析しているのか伺います。</p>
<p>(2) 間接的支援（施設補助等）における受益格差の認識について</p>
<p>保育園や介護施設等への光熱費等の補助などの「間接支援」は、施設利用者には届くが、施設を利用しない同世代の市民や在宅介護世帯には一切届かない。こうした「受益の濃淡」による不公平をどのように是正し、全市民的な負担軽減に繋げるお考えがあるのか伺います。</p>
<p>(3) 公平な分配を実現する「給付付き税額控除」の視点について</p>
<p>現行の「対象を絞った給付金」は、事務コストが膨大で、常に「支援の漏れ」を生む構造的限界にある。所得と資産を正確に把握し、低所得者には給付、一定以上には減税を行う「給付付き税額控除」の考え方は、多摩市の支援の不公平感を感じさせない有効な手段となり得ると思います。この仕組みの導入に向けた研究、および国への政策提言を行うお考えがあるのか伺います。</p>
<p></p>
<p></p>
<p></p>
<p></p>

一般質問通告書

下記の件について、質問いたしたく通告いたします。

令和8年2月16日

多摩市議会議員 池田 けい子

多摩市議会議長 三階 道雄 殿

質問項目

1 特殊詐欺被害にみる依存的行動と生活支援の課題について

答弁者

市長・教育長等

受付	令和8年2月16日	No.5
	午前11時13分	

項目別質問内容

1. 特殊詐欺被害にみる依存的行動と生活支援の課題について
<p>2003年、「オレオレ詐欺」という言葉が初めて使われ、翌年の2004年に警視庁が「振り込め詐欺」と命名し、社会問題として広く認識されるようになってから20年以上が経過しています。その後、手口の多様化に伴い、「特殊詐欺」という呼称が用いられるようになりました。今年12日に警察庁が発表した、2025年の特殊詐欺とSNSを使った投資・ロマンス詐欺を合わせた被害総額は、前年より1250億4000万円増の計3241億1000万円（暫定値）となり、過去最悪だった前年を大幅に上回りました。行政・警察・金融機関・メディア等において、広報、チラシ、報道、講習会など、さまざまな形で長年にわたり注意喚起や啓発が繰り返し行われてきにもかかわらず、なぜ特殊詐欺は後を絶たないのか・・・</p>
<p>2014年、多摩市では1億4100万円（被害件数20件）の被害があり私は翌年の3月議会で「自動通話録音機」の活用を提案しました。これは電話で言葉巧みに誘導し、お金を振り込ませる詐欺対策として、犯人が声を録音されることを嫌がって電話を切るケースが多いことから、未然に被害を防止する効果を狙ったもので、その後65歳以上を対象に自動通話録音機無償貸し出しを開始。また多摩市では、防災行政無線でリアルタイムでの啓発も実施されています。コロナ禍で少し減ったかに思えた被害ですが、令和5年からまた1億円を上回る被害総額となっています。市内でも還付金詐欺や架空請求、さらにはメールやSNSによる投資話、海外事業への出資などの被害にあってしまったというご相談を受けることは少なくありません。最近ではニセ警官詐欺の被害が深刻で、30代20代の若い世代が被害にあうケースが多くなっています。そんな中、高齢者の方々にも携帯電話の利用が広がるとともに、家の固定電話ではなくメールやSNSで「特別な情報がある」「あなただけに教える」「今やめたら損をする」こうした言葉で関係を続け、長期間にわたり金銭を支払わせる詐欺が横行しています。このような場合、詐欺だと気づきにくく、また被害は一度きりで終わりません。</p>
<p>配偶者との死別や、社会における自身の役割の変化によって人とのつながりが少しずつ細くなり孤独化・孤立化していく・・・そのような状況の隙間に詐欺の手が入り込みます。近年では、周囲が「詐欺ではないか」と指摘しても、本人が振込みをやめられなくなってしまう、依存的な状態に陥るケースがあります。これはご本人の性格や意志の弱さではなく、加齢や心理的要因が重なった結果として生じるものとされています。詐欺だと認識しながらも行動をやめられない人が、実際どの程度存在するのかについて、明確な全国統計は示されてはいませんが、精神科・老年精神医学の分野では、こうした状態を、認知症とは異なる行動嗜癖や依存的行動の問題として整理する考え方が示されています。</p>

項目別質問内容

す。認知症の診断がない高齢者が、社会的役割の喪失や孤立、承認欲求等を背景に、依存的・嗜癖的な行動に陥り、年金など生活資金を使い果たし、夫婦世帯そのものが生活困窮状態に一気に陥り、生活破綻へと追い込まれる。そのような事態が生じた場合は、家族による説得や警察の介入だけでは対応が困難であり、行政としては「防犯」という観点ではなく、本人の尊厳を守りつつ、生活を守るという「福祉」の視点から関係機関と連携した支援体制が必要と考えます。上記をふまえて、以下質問いたします。

- (1) 多摩市における特殊詐欺被害の実態、及び近年の傾向について、どのような認識をお持ちですか。
- (2) 詐欺にあった方が、認知症だった場合の対応について伺います。
- (3) 認知症の診断のない高齢者で、被害が一回で終わらず繰り返し詐欺被害を受け続ける「行動嗜癖」や「依存的行動」についての市の認識と、そのことによって生活困窮に陥ってしまう実態について、把握はされていますか。
- (4) 詐欺への依存的行動によって生活困窮に陥ってしまう場合、消費者問題ではなく、「生活支援・家族支援の問題」として捉え、金銭管理や医療につなげることが必要と考えますが、見解を伺います。
- (5) 日常生活自立支援事業や任意後見制度など、認知症でなくても利用可能な制度について伺うとともに、市民周知について伺います。
- (6) 多摩市として特殊詐欺対策の現在の課題を伺うとともに、各関係機関との連携（特に高齢者）、及び今後の取組みに伺います。